

6 月 1 3 日 ( 第 4 号 )

# 令和元年豊能町議会 6 月定例会議会議録目次

令和元年 6 月 1 3 日（第 4 号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	3
第 2 6 号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	
第 2 7 号議案 豊能町監査委員条例改正の件	
第 2 8 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件	
第 2 9 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第 3 0 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第 3 1 号議案 豊能町介護保険条例改正の件	
第 3 2 号議案 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件	
第 3 3 号議案 町道路線の認定の件	
第 3 4 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	
第 3 5 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第 3 6 号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて	1 2
第 3 7 号議案 豊能町教育長の選任につき同意を求めることについて	1 5

第 3 8 号議案	豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	2 5
第 3 9 号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件……………	2 6
第 2 号議会議案	豊能町議会政務活動費の交付に関する条例改正の件……………	2 8
副 町 長	あ い さ つ ……………	2 9
教 育 長	あ い さ つ ……………	2 9
町 長	あ い さ つ ……………	2 9
閉 会 の 宣 告	……………	3 0

## 令和元年豊能町議会6月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和元年6月13日（木）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 11名

2番	田中 龍一	3番	中川 敦司
4番	寺脇 直子	5番	菅野英美子
6番	永谷 幸弘	7番	井川 佳子
8番	小寺 正人	9番	秋元美智子
10番	高尾 靖子	11番	西岡 義克
12番	川上 勲		

欠席議員 1名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	総務部長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教育次長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書記	立川 哲也
書記	田中 尚子		

## 議事日程

令和元年6月13日(木)午後1時00分開議

- |       |           |                                       |
|-------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 26 号議案  | 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件  |
|       | 第 27 号議案  | 豊能町監査委員条例改正の件                         |
|       | 第 28 号議案  | 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件                |
|       | 第 29 号議案  | 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件    |
|       | 第 30 号議案  | 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件 |
|       | 第 31 号議案  | 豊能町介護保険条例改正の件                         |
|       | 第 32 号議案  | 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件                  |
|       | 第 33 号議案  | 町道路線の認定の件                             |
|       | 第 34 号議案  | 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件                    |
|       | 第 35 号議案  | 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件            |
| 日程第 2 | 第 36 号議案  | 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて              |
| 日程第 3 | 第 37 号議案  | 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて              |
| 日程第 4 | 第 38 号議案  | 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて             |
| 日程第 5 | 第 39 号議案  | 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件                |
| 日程第 6 | 第 2 号議会議案 | 豊能町議会政務活動費の交付に関する条例改正の件               |

開議 午後1時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおり  
でございます。

日程第1「第26号議案から第35号議  
案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求め  
ます。

総務建設常任委員会、西岡義克委員長。

○総務建設常任委員会委員長（西岡義克君）

ただいま議長より御指名をいただきました  
、西岡でございます。

それでは、これより、令和元年6月定例  
議会における総務建設常任委員会の報告を  
いたしたいと思います。

委員会は、令和元年6月6日木曜日、午  
前9時半より開会いたしました。当日、不  
覚にも風邪を引きまして、多分に御迷惑を  
おかけいたしましたこと、本席でおわび申  
上げたいと思います。

委員会の出席者は寺脇副委員長、田中委  
員、中川委員、管野委員と私の西岡、5名  
で、長澤委員は病気のために欠席いたしま  
した。そして委員外出席として永谷議長が  
出席いたしました。

それでは、令和元年6月定例会議付託案  
件について説明をいたしたいと思います。  
なお、全ての議案につきましては提案説明  
は省略させていただきたいのでよろしくお  
願い申し上げます。

それでは第1に、第26号議案、消費税  
及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条  
例の整備に関する条例制定の件であります。  
それではこれより順次、質疑・答弁につい  
て御報告申し上げます。

26号議案に関して、手数料・使用料に  
関しては消費税分のみの増額ですかという  
質問に対しまして、消費税増税分を計算し  
た上で端数処理を行い、使用料・手数料等  
上げる必要がある施設の条例を改正してお  
りますという答弁でございました。

また、消費税分以外の施設使用料の値上  
げをなぜしないのか、子どもたちにツケを  
回すより使用料を値上げして現在使用して  
いる人に払ってもらったほうがいいのでは  
ないかという質問に対しまして、各施設と  
も現在の公費負担率が非常に高いので、例  
えばそのまま公費負担率を50%に設定い  
たしますと使用料が非常に高くなってしま  
います。近隣市町とも比較いたしました  
がほぼ同額であったため、消費税分のみの改  
正といたしましたという答弁でございました。

また、西公民館の陶芸窯の本焼きの使用  
料は値上げになっているが、なぜ素焼きの  
使用料は値上げにならないのかという質問  
に対しまして、公民館の場合は50円単位  
で使用料の設定をしているため、端数処理  
の関係で値上げにはなりませんでしたとい  
う答弁でございました。

また、ユーベルホールの楽屋1、2、3  
の午前中の使用料が値上げになっていない  
のはなぜかという質問に対しまして、これ  
も同様、ユーベルホールも50円単位で使  
用料の設定をしておりますので、公民館同  
様端数処理の関係で値上げをしておらない  
ということでした。

他の施設も50円単位で設定しているの  
かという質問に対しまして、西公民館、中  
央公民館、ユーベルは50円単位で設定し、  
シートスは10円単位で使用料の設定をし  
ておりますという答弁でございました。

では仮に10月に消費税が上がらなかつ  
た場合は、再度もとに戻すための条例改正

をするのかという質問に対しまして、この条例の施行日が10月1日となっており、もし消費税率の改正がないということが判明しましたなら、この条例を廃止する議案を再度提出いたしますという答弁でございました。

また、公民館使用料の普通期間と冷暖房期間を同じ金額にしたのはなぜかという質問に対しまして、通常期間にも冷房をつけてほしいという要望が多くあります。また現在、公民館の利用者の年齢層が高いので、熱中症予防のことを考慮いたしまして通常期間であってもエアコンをつけています。これらのことから年間を通じて同じ金額にいたしましたという答弁でございました。

それでは冬場でも暑ければ冷房を入れることができるのかという質問に対しまして、電気でエアコンを入れている場合は対応できますが、チラーで行っている場合は冷暖房の切りかえが必要になるので、冬場に冷房を入れることはできませんという答弁でございました。

ではチラーの切りかえの時期の規定はあるのかという質問に対しまして、切りかえ時期の規定はありませんが、おおむね5月の休館日また10月の休館日に行っていますという答弁でございました。

また、条例改正後は冷暖房期間の使用料が下がるが町の負担はふえないのかという質問に対しまして、冷暖房の使用がふえると町の負担はふえると見込まれますが、他市町村について調査したところ冷暖房期間を定めているところはありませんでしたのでこのように改正いたしましたという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

次に、第27号議案、豊能町監査委員条例改正の件でございます。

これに対しては、どのような人を監査委員として選ぶ予定なのかという質問に対しまして、現在の監査委員さんが行政の出身なので、行政関係以外の方をと考えております。現在、公認会計士か弁護士の方ということで人選を進めておるところでございますという答弁でございました。

また、行政の人と専門の人という考えなのか、公認会計士と弁護士という考えなのかどちらかという質問に対しまして、公認会計士と弁護士でも問題はありませんが、現在の監査委員さんは行政出身の人ということなので、この人に引き続き監査委員をしていただくことを考えておりますという答弁でございました。

じゃあ今回の改正は上位法が変わったことによるものなのかという質問に対しまして、地方自治法が改正されて議員選出の監査委員を置かないことができることになりました。行政を監視する機能があるのは議会と監査であり、それぞれが行政を監視する機能を発揮できるようにするため条例を改正いたしましたという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

次に、第28号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件でございます。

これに関しましては、どういったときに災害弔慰金は使われるのかという質問に対しまして、災害を受けて罹災した方に対して災害援護資金の貸し付けを行う制度でございます。災害救助法が適用された場合に災害援護資金の貸し付けはできるようになっておりますという答弁でございました。

では、豊能町の昨年度のこのような災害事例でもこの制度は適用されるのかという質問に対しまして、昨年度の災害は町に対

して災害救助法は適用されませんでしたので、この制度は適用されなかったのでありますという答弁でありました。

また、貸し付けの利率については3%以内で市町村が定める利率とあるが、豊能町が1.5%に定めた理由はなぜかという質問に対しまして、当時の生活福祉資金や母子寡婦福祉資金の利率を参考にして決定された東日本大震災の利率を参考にしたということでした。

討論なし。採決、挙手全員にて可決いたしました。

続いて、第32号議案、豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件でございます。

これに関しましては、各農家が農地中間管理機構と契約するのですかという質問に対し、そのとおりでございますという答弁でした。

また、収益性は農地中間管理機構が判断するののかという質問に対し、事業主体が都道府県になりますので、大阪府と豊能町が共同してチェックしていくことになりますという答弁でした。

それでは今後、大阪府が15%の負担割合をふやすことはあるのかという質問に対し、現在、担当レベルで府へ要望いたしております。また、府議会の各会派への要望もしておりますが、今年度の府の負担割合は15%になりますという答弁でありました。

また、圃場整備は集落全体をまとめないといけないのかという質問に対し、急な棚田など、圃場整備をするとのり面ばかりがふえて工事面積が減ってしまい効率が悪いので、集落の中で比較的メリットが大きい場所を選んで行います。また、牧地区については全てを行うわけではなく、十数ヘクタールを圃場整備することになりますという答弁でした。

また、特別徴収金は8年以内に土地を転用するか貸付契約を解除した場合に徴収されるとあるが、8年たてば徴収されないのかという質問に対し、8年というのは法律で定められているため変更はできませんが、8年たったからといって転用できるわけではなく、さまざまな法律の規制があり、その法律に違反した場合は罰則がありますという答弁でした。

それでは、面積が1ヘクタール未満の土地は各団地の面積に該当しないのかという質問に対し、大きく離れていれば該当しませんが、ある程度融通はききます。牧地区の場合は道や川を挟んだ土地も一団地として認めていますという答弁でした。

また、隣人の土地と合わせて1ヘクタールの団地とすることはできるのかという質問に対し、隣地との合意があれば可能でありますという答弁でした。

また、収益性は達成しやすいとのことだが、達成できなかった場合はどうなるのかという質問に対し、事業施行前に作付計画を作成し、達成する見込みを持って事業をするため、目標を達成できないことはまず考えにくいという答弁でした。

それでは収益性が達成できないため8年以内で契約をやめた場合は特別徴収金を徴収することになるのかという質問に対し、特別徴収金を徴収することになりますという答弁でした。

それでは、貸し付けられた土地の担い手がない土地はどうなるのかという質問に対し、8割以上が担い手に集約化・集団化され、残りの2割については商売用の野菜をつくっている方がいるので耕作放棄地になるということは余りありません。もし耕作放棄地になるようなことがあれば、



農地中間管理機構が調整し、再度担い手である法人に集約することによって耕作放棄地にならないようにいたしますという答弁でございました。

また、今後、通常の圃場整備をしたときに特別徴収金は課せられるのかという質問に対しまして、過去の事例で特別徴収金を徴収したことはありません。ただ、今回の条例改正は農地中間処理事業のみで、通常の圃場整備については新たに条例改正で対応させていただくということになりますという答弁でございました。

それでは通常の圃場整備の負担率の内訳はという質問に対しまして、国が50%、府が15%、町が17.5%、受益者、農業者が17.5%となっていますという答弁でございました。

それでは農地中間処理事業を豊能町へ適用する場合の問題点はあるのかという質問に対しまして、町にとってはいい制度だと思っております。今までなかなか担い手がいりませんでした。牧・高山地区で60歳前後の方が中心となってこの事業を進めていただいておりますという答弁でございました。

また、事業の周知はどうするのかという質問に対しまして、この法律改正の時点で実行組合長会議でお知らせをしております。また、行政連絡協議会でも周知しておりますが、今後も周知は続けていきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、農地中間処理事業での収益は農地を貸した農家に戻ってくるのかという質問に対しまして、収益は担い手の法人のものになりますが、農家が担い手に無償で無料で貸し付ける方法と有償・有料で貸し付ける方法とあるので、法人の業績がいいようであれば賃貸借契約へ変更することも考えられないこともありませんという答弁であ

りました。

また、府の負担割合をふやしてもらうように働きかけをすることは大切だが、今後どのように行っていくのかという質問に対しまして、京都府、兵庫県、高知県は都道府県の負担割合が22.5%、市町村の負担割合が10%となっているので、設計業務については府の負担割合は15%になりますが、本体工事については府に15%以上負担してもらうよう要望してまいりますという答弁でございました。

また、他の市町村と共同して府へ負担割合をふやすよう働きかけをすることはできないのかという質問に対しまして、今後、広域行政で連携を深めていきたいと考えていますという答弁でございました。

また、農業委員会へは周知をしているのかという質問に対しまして、貸し付けをするかどうかを決定するのは農業委員会になりますので、当然、農業委員会にも周知し理解をいただいておりますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

次に、第33号議案、町道路線の認定の件であります。

これに対しましては、通路の勾配は何パーセントかという質問に対しまして、豊能町側から見て約6%の下り勾配になりますという答弁でございました。

また、通路が破損し修繕が必要になった場合、豊能町と川西市がそれぞれ所有している部分を修繕するのかという質問に対しまして、川西市と豊能町がそれぞれ所有している部分を修繕する考え方と、この通路を一体的なものと考えて修繕にかかった費用を面積で案分する方法とが考えられますが、今後、川西市と協議してまいりますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

続いて第34号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件。これは関係部分のみでございます。

これに対しては、まずプレミアムの件でありますけれども、夫婦2人とも非課税の場合は、プレミアム付商品券は2人分購入できるのかという質問に対しまして、非課税者ごとに対象となるので2人分購入できまじうという答弁でありました。

また、非課税世帯にゼロ歳児から2歳児の子どもがいた場合、両方について対象になるのかという質問に対しましては、併給は可能ですので、非課税者とゼロ歳から2歳の子どもそれぞれについて対象となりますという答弁でございました。

それでは対象の方全てが購入できるのか、先着順になるのかという質問に対しまして、対象の方全てが購入できます。資格がある方が購入できないということはありませんという答弁でございました。

それでは、対象者は何人かという質問に対しまして、非課税者2,800人、ゼロ歳児から2歳児が150人程度で、そのうち7割程度が購入するであろうと予測して計上していますという答弁でございました。

それではプレミアム付商品券が余った場合はどうなるのかという質問に対しまして、これは豊能町の歳出が減るので、歳入の補助金も減るといことになりますという答弁でございました。

それでは使用期限はいつまでかという質問に対しまして、令和2年3月31日ですので、使用可能期間は半年間になりますという答弁でございました。

それでは使用可能な店舗数は前回と同程度かという質問に対しまして、できるだけ前回は上回るよう、できるだけ多くの店舗

に声かけをし、参入してもらうよう努力いたしますという答弁でございました。

また、志野の里、ユーベルホール等、町として売上を伸ばしたい、宣伝したいところに参入してもらってはどうかという質問に対しまして、まだ参入事業者、参加商店等の厳密な基準等は定めておりませんので、可能であれば検討していきたいと思ますという答弁でございました。

また、おつりは出ないのかという質問に対しまして、おつりは出ません。ですから最低額面は500円を考慮しておりますので、500円以上の買い物をお願いしますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

以上で、閉会は午前11時27分でございます。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

次に、福祉教育常任委員会、小寺正人委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（小寺正人君）

それでは、令和元年豊能町議会6月定例会議福祉教育常任委員会の報告を行います。福祉教育常任委員会は、令和元年6月7日金曜日、午前9時30分開会いたしました。

出席委員は委員長の小寺正人、副委員長の井川佳子、永谷幸弘、秋元美智子、高尾靖子、川上勲の6名でございました。委員外出席は管野英美子副議長でございました。

付託された議案は、29号議案、30号議案、31号議案、34号議案、35号議案の5議案でございました。

それでは詳細を御報告いたします。

第29号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正の件でございます。

提案説明は以下全て省略いたします。

質疑といたしまして、豊能町には家庭的保育事業所は存在しないということですが、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするということとはどのようなことですかとの問いに対しまして、国はこの制度を進めようとしていますが、受け皿としての連携施設として保育所、幼稚園、こども園の確保が進んでおらず、猶予を与えるものです。連携施設に入れない場合には認可外保育施設や企業主導型保育事業のところでも連携協力を行うことで延長できることになるが、これによって確保することができるとの答弁でございました。

次に、家庭的保育事業所はどのようなケースが対象となるのかという問いに対しまして、児童福祉法に基づき市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う法的保育で、子ども・子育て支援法による地域型保育給付の対象事業となっていますとの答弁でした。

次に、今後豊能町でゼロ歳から6カ月児を家庭的保育事業者に預けた場合、その後の受け皿となる連携施設の確保はその事業所の責任となるのかという問いに対しまして、ゼロ歳から2歳を中心に条例改正をするものですが、豊能町に家庭的保育事業所ができた場合においても、連携施設に関しましては町立の保育所、こども園等に十分余裕があるので、連携施設の確保は可能である。連携施設の確保は事業所が行う必要がありますとの答弁でした。

さらに、家庭的保育事業所が必要とする連携施設は3歳、4歳、5歳以上についてであるので、豊能町においては連携施設として余裕があるため、豊能町の連携施設としての確保は可能である。それから、ゼロ歳から2歳の保育後、受け皿となる連携施

設が見つからない場合は事業者の責任ではなく、保護者との相談によって進めてまいりますとの答弁でございました。

それからさらに補足的に、今回の条例の趣旨は3歳からの受け皿が少ないことから、経過措置手段として余裕を必要とするとの法案と考えられますとの答弁でした。

次に、審査、指導、監督といったことについて、市町村は家庭的保育事業者にかかわっていけるのかという問いに対しまして、家庭的保育事業は豊能町の認可事業です。審査等については広域行政において箕面市が行いますとの答弁でした。

次に、家庭的保育事業所の保育士資格が従事するということですかという質問に対しまして、保育士の資格があることはベストだが、一定の研修を受けることにより保育者や保育補助者という資格は与えられているとの答弁でした。

次に、国から財政措置はあるのかという問いに対しまして、地域型保育給付となり補填されるとの答弁でした。

次に、6カ月までの乳児を預けるという相談はあるのか。ある場合はどのように対応するのかという質問に対しまして、相談はあります。保育所の入所基準にはないため、私人、ファミリーサポート、一時預かり事業等に依頼している。川西市の私立保育園に預けられたケースもあるとの答弁でした。

討論なし。採決、全員賛成で可決されました。

次に、第30号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例改正の件でございます。

質疑といたしまして、各施設の留守家庭育成室支援員の数、それと児童数の数はいかほどですかという質問に対しまして、4月1日現在、東能勢留守家庭育成室には支

援員が7名、それから児童が30名。光風台留守家庭育成室におきましては支援員が8名、児童数は45名。東ときわ台留守家庭育成室におきましては支援員が9名、児童数が33名となっているとの答弁でした。

次に、施設の安全性に問題はないのかという質問に対しまして、各施設の定員数は50名であり、若干の余裕がありますとの答弁でした。

次に、50万人以上の都市はどこですかという質問に対して、大阪市、堺市の二つでございますという答弁でございました。

大阪府だけでなく、大阪市と堺市へも研修を受けに行くことができるのかという問いに対しまして、府は年に1回、4日間の研修を行い、市町村枠は3名です。各市の研修については確認が必要ですよとの答弁でした。

次に、府の研修が1年間で3名のみの参加枠であれば、大阪市、堺市への研修参加についても確認されているのかという問いに対しまして、人口50万人以上の都市も研修を行うことができるという改正のため、まず研修を行うかどうかといったところから問い合わせることとなりますよという答弁でございました。

次に、支援員については登録制で管理されているのか、現在の状況についてお伺いしますという問いに対しまして、支援員のなり手は少ない。支援員は順に研修を受けしており、現在7名が研修を修了していますよとの答弁でした。

支援員は東西各地域の居住者であるのかという問いに対しまして、それぞれの地域の居住者とは決まっておらず、町外の方もおりますよという答弁でした。

次に、地域活性化も考慮しつつ、なり手不足の解消へと取り組みが必要ではないかという問いに対しまして、アルバイト登録

等も活用し、支援員の登録増加に努めますよとの答弁でございました。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決いたしました。

次に、第31号議案、豊能町介護保険条例改正の件でございます。

質疑といたしまして、消費税10%への引き上げに合わせてのことだが、なぜ10月ではなく7月の時期になるのかという質問に対しまして、介護保険料の算定については7月からスタートし、本徴収の額が決定いたします。それに合わせて10月にこの条例を制定するため、軽減を加味し、この7月1日からの施行としますよとの答弁でございました。

次に、またこの先、来年からもこの動きとなるのかという問いに対しまして、この軽減は来年4月以降も続く。これまでの状況から第8期についても継続されるものと判断しておりますよとの答弁でした。

次に、10月に消費税が10%に上がらない場合は新たな条例を制定するのかという問いに対しまして、政令等で示されていることであるので、もし10%が実行されなかった場合は国から何らかの指示があると考えていますよとの答弁でした。

次に、対象者の人数はどの問いに対しまして、所得段階第1段階が977名、第2段階が365名、第3段階が321名の合計1,663名が対象となりますよとの答弁です。

次に、町の影響額はどれくらいなのかという問いに対しまして、824万3,000円となりますよとの答弁です。

次に、国、府、町の負担割合はどうなっているのかという質問に対して、国が2分の1、都道府県4分の1、市町村が4分の1となっていますよとの答弁でございます。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決

されました。

次に第34号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）でございます。

質疑といたしまして、小学校への留守番電話の導入について活用方法を説明してくださいという質問に対しまして、小中学校とも平日午後6時から翌朝8時までを留守番電話にして、保護者からの問い合わせは学校の勤務時間内へと促すものです。メッセージの録音は行いませんという答弁でございます。

次に、かけてきた件数、どこからかかってきたのかという記録は残るのかという問いに対しまして、機種は今後の検討となりますが、基本はかけ直していただくものいたしますとの答弁でした。

次に、工事費と機器の費用についてお伺いしますとの問いに対しまして、家庭用電話機ではなく専門業者による見積もりによって予算を計上しています。設置工事費が主になるが、機器も含んでおります。3回線ほどの対応が可能である機種を検討しています。家庭用とは違ったものですとの答弁でした。

転送機能は考えているのかという問いに対しまして、基本的にはかけ直していただくものいたしますとの答弁でした。

使用マニュアルは作成するのかという問いに対しまして、Q&Aは示す予定ですよという答弁でした。

次に、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業について、機器を含めてシステム改修に当たるのかとの問いに対しまして、システム改修費用に当たる分は158万2,000円です。10月の消費税増税に伴い、介護給付や介護職場に働く方の報酬の改定をするための給付の一部を見直すことも含まれていますとの答弁でした。

契約は随意契約になるのかという質問に対しまして、この秋に用意されているクラウド業者との契約を予定していますとの答弁でした。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決いたしました。

次に、第35号議案、令和元年豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件でございます。

質疑といたしまして、システム改修は簡単にできるのかという問いに対しまして、今回の消費税10%への引き上げに伴うシステム改修は、比率を直すだけで簡単に自動的に計算されます。所得段階の第1段階、第2段階、第3段階の介護保険料軽減対象者の数値については、あくまで今年度の介護保険料を算定上の基礎になる数値でございますとの答弁でした。

討論なし。採決の結果、挙手全員で可決いたしました。

以上で福祉教育常任委員会は午前10時51分閉会いたしました。以上です。

○議長（永谷幸弘君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

では、第26号議案から第35号議案までの19件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

高尾靖子議員。

○10番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

6月定例会議に提案されました、第26号議案、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

改正する条例の名称は次の6件です。廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、2、コミュニティセンター条例、3、町立学校等屋内運動場及び施設整備の設備の使用に関する条例、4、町立公民館条例、5、町立文化ホール条例、6、町立総合体育施設条例等の手数料及び使用料のなどについて消費税を転嫁する条例改正を行うものですが、一般質問でも申し上げましたが、景気が悪化しているもとの消費税10%に増税しようとしていることが問題です。食料品の値上げや投資等も落ち込んでいるのに、今の経済状態で10%への引き上げを強行すれば、消費も落ち込み、日本経済は致命的なダメージを受けると専門家も言っています。消費税を上げない道は史上空前のものを上げていている大企業で法人税負担率10%、中小企業が払う税金負担率18%です。中小企業並みの税金を納めてもらうだけで4兆円も税収はふえます。超富裕層の株の配当金にも欧米並みの税負担にすれば1兆円の税収増です。また、1機116億円もするF35A戦闘機を買うお金があれば、4,000人分の保育所や900人の特養ホームがつかれるわけです。新たな財源で7.5兆円もあり、福祉や教育も充実し、国の借金も減らせます。消費税に頼らない財源確保できることを申し上げて、第26号議案に反対の討論といたします。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第26号議案、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第27号議案、豊能町監査委員条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第28号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第29号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第30号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第31号議案、豊能町介護保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第32号議案、豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第33号議案、町道路線の認定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第34号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第35号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時といたします。

(午後1時47分 休憩)

(午後2時00分 再開)

○議長（永谷幸弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「第36号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

こんにちは。

それでは、塩川のほうから御説明をさせていただきます。

第36号議案、豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本件は、副町長の選任に際し、地方自治法162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、大阪府豊中市蛸池西町1丁目8番17号。お名前は池上成之さん。生年月日は昭和47年3月17日。年齢は47歳でございます。失礼いたしました。

池上さんは大学を御卒業後、大阪府に入庁されました。総務省自治税務局への派遣、そして財政課、市町村課での御勤務、泉南市への派遣を経て、人事委員会事務局課長補佐として市町村から参事として歴任をされてこられました。総務、財政、人事を幅広く御経験になっておられ、本町の財政健全化、行財政改革、また総合まちづくり計画など喫緊の課題に対応に御活躍いただけるものと信じております。

なお、副町長の就任はあすを予定させていただきます。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

こんにちは。田中でございます。

今、御経歴をお伺いいたしますと、大阪府庁に入られて、総務省、国へも行かれています。また総務部でも財政、市町村課、人事委員会とさまざまなことをされて、その上、泉南市というところで直接基礎自治体の経験もあるということで、本当に本町

にとって素晴らしい能力をお持ちの方を選任いただいているなと思っておるんですけども、とりわけ塩川町長のもと、本町行政取り組んでいただくに当たりまして特に御期待していることは何なんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御質問ありがとうございます。

行財政全般について非常に幅広い知識と御経験を有する府の職員、その方の派遣要請をさせていただきました。大阪府のほうともいろいろと協議をさせていただいて、私ども豊能町の喫緊の課題として、行財政の改革、これをまず第1番に行わなければならない。今までも単年度ごとですけれども実質収支が赤字となる見込みであって、赤字分は基金の取り崩しをしてるのが今の現状でございます。このままでは財政上の余力がなくなることが危惧されますので、これまでも町長が交代をするたびに新たな財政再建計画、行財政改革に取り組んでこられましたけれども、今、現在においても、特に国地方財源の計画に左右されているというのは事実でございます。副町長に就任をいただく予定の池上さんは、大阪府での実務経験、そして特に中長期的な観点から実行力のある行財政改革に取り組んでいただけるということの一つ信じております。もう一つは総合まちづくりという観点で、令和2年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略と、全体の上の計画ですけれども総合計画が目標年度として迎えます。新たな総合まちづくり計画の策定をするために、これまで準備室を立ち上げてまいりましたけれども、その総合まちづくり計画の策定と、核になる施策、企画立案をしていただかないといけないということで、泉南市での御



経験も含めて、現場で活躍をされてこられたというところでございます。

あともう一つは、公共施設のあり方、このものも我々にとって非常に喫緊の課題であります。時代のニーズともギャップが出てきておりますし、それから長寿命化でありますとか施設の統廃合であるとか、そういうところも解決をしていかないといけない。このことについても非常に御経験が豊富でございますので、そのものを期待をしている。そしてあとは組織の再編でありますとか、ダイオキシンの問題等も大阪府とこれから連携をして、もっともっと強化は図っていかねばなりませんので、大阪府の方と含めて調整をし、非常に優秀な方を送り込んでいただけたというように存じております。

以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

私も議員は、けさこの人の名前を聞いて、経歴を知って、町長の説明を聞いて判断をしなければならぬ立場でございます。町長はこの方に何回かお会いされてると思いますけれども、会われた印象をお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これまでも大阪府のほうの府庁でお会いをさせていただきました。非常に真面目な、本当に真面目な方なんですけれども、的確に、私たちの課題をぶつけると的確に答えていただけると。非常に頭が切れて、しかも現場のニーズといいますか、現場での実績をお積みになってられますので、本当に

出てくる言葉が非常に重みがあるという判断をさせていただきました。これまでも何度もお会いをして、意見交換をさせていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

副町長ともなると、やはり豊能町内でいろんな人お会いして、交渉事も必要となってきますけども、テレビやなんやかやで評論家とかね、そういう人は知識が豊富でいろいろなことを評論家がされますけども、その人がいざ経営者となると十分な経営ができないということも、今まで多数例を聞いておりますけども、評論家と経営者とは当然立場が違うけども、知識はあるけども、この人の対交渉能力とか、そういうもんはどういうぐあい判断されましたか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

お会いをして、やっぱり一番、私が印象に残ったのは、やはり泉南市、現場での物事の進め方、そういうところが非常に共感を持ちます。したがって頭脳明晰で頭だけということではなくて、本当に現場経験があるということが私は推薦に値する方だということに確信を持っております。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

今まさに泉南市の例を、泉南市へ派遣されたということ聞きましたけども、その泉南市の中でのこの人の評価を聞かれましたか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

直接、泉南市の方とはお話をさせていただいておりませんが、大阪府の市町村課、そしてその関連する方々からの評価はお伺いしております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

この件に関して討論させていただきます。

先ほども申しましたように、我々はけさほどこの人のお名前と、そして経歴と、町長からの説明を受けまして判断をしなければならぬという立場でございます。私はこの人に対する評価あるいは人物像なりは全然知りませんので、賛成・反対をできる立場でございませぬので退席をさせていただきます。

以上です。

（川上 勲議員 退席）

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立8：1）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第36号議案は、原案とおり可決されました。

（川上 勲議員 着席）

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第37号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第37号議案、豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをごらんください。

本件は、教育長の任命に際し地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、兵庫県川辺郡猪名川町松尾台2丁目1番12、F110。お名前は森田雅彦さんでございます。生年月日は昭和26年6月22日。年齢は67歳でございます。

森田さんは大学を卒業後、箕面市立小学校の教諭となられ12年間、そして大阪教育大学附属小学校の出向も御経験をされ、その後、箕面市教育委員会の事務局や大阪府豊能教育センターでの御勤務を経験されてこられました。箕面市立小学校の校長そして箕面市教育委員会の教育長などを歴任をされました。ついで能勢町の教育委員会、教育長もお務めになられました。現在は岩手県の大槻町、ここでの小中一貫教育アドバイザーをされておられます。森田さんは小中一貫教育の充実、そして箕面市と能勢町では学校の再編にも取り組んでこられ、本町における小中一貫教育や学校の再配置という課題について大いに御活躍いただいております。

なお、教育長の任期は3年でありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、前任者の残任期間と定め

られておりますので、森田さんの任期は令和3年3月31日まででございます。就任はあすを予定をさせていただいております。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

5番・管野英美子でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、通知、私たちは26年の12月議会でいただいたんですけれども、27年4月1日施行の分です。その3ページの④教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質・能力を十分にチェックするために、例えば所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられるとされています。今回の学校再配置について、教育委員会の考えと違う町長、その町長が推薦されている教育長候補ですから、もう少し丁寧な手続が必要だったと思います。私も所信表明でも伺いたかったぐらいです。全員協議会でいただいた1枚の略歴書と質問だけで判断するには難しいなと思っています。

さて学校再配置についてどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今の御質問の学校統廃合についてということですが、まず小中一貫教育の重要性、これがまず第一番で、その次のステップとしてハード面として小中一貫校の建設があるという認識をしております。したがって、まずその教育の中身について

教育長とそれから教育委員会の委員さんと十分に協議を積み重ねて、中身のプログラム、これの検討を早く進めなければならない。そのためにも教育長として御活躍をいただかないと前に進められないというのがまず背景でございます。

私の基本的な考え方というのは、所信表明でも申し上げましたとおり、総合まちづくりの観点から、そして財政面から。

（発言する者あり）

○議長（永谷幸弘君）

もう一度質問してください。再度。1回目です。

○5番（管野英美子君）

町長の考えではなく、新しい教育長のお考えです。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

教育長の考え方ということですが、まず手続論として御同意をいただいて、そこから所信表明も含めて行われるというように理解して、そういうふうに進めたいと思っております。

○議長（永谷幸弘君）

管野英美子議員。

○5番（管野英美子君）

今の答弁がおかしいと思うんですね。

私その前に、所信表明を行った上で質疑を行うことなど丁寧な手続をとることが考えられる、ここに書いてあるんですね。ですからその教育長の考えをお聞かせくださいと言っています。それが1問目です。

それで2問目も一緒に言いますね。3回しか言えないので。もう一つは、今、残念ながら吹田市、箕面市に学力で負けているのかなって思ってるんですけども、学力向上について、私、この教育の中身というの

はとても大事だと思うんで、どのようなお考えなんですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これに関しても教育長の考え方で、これは教育委員会の方々と今の課題を共有をして、進めなければならないと思いますので、今議会で御提案をさせていただいてる同意をいただいてからの手続になると存じております。

○議長（永谷幸弘君）

菅野英美子議員。

○5番（菅野英美子君）

新しい教育長の考え方というのを示していただきたいんですね。ですから文科省のこのお手紙の中に書いてあるんですよ。所信表明を行った上で質疑を行うことなど、丁寧な手続を経ることが考えられるって書いてあるんですね。ですから私は新しい教育長のお考えを聞きたいわけです。

最後に、これはまち・ひと・しごとのことなんですけれども、教育は売りであり、大阪府下でも指折りの進学率が高い中学、小学校があった。しかし今は減ってきており、町の政策次第では、それをもう一回復活することは可能。近隣市町にないような教育支援を打ち出したらよいということで、教育が売りとなっています。この教育長の就任というのはとても大事なことだと思うんですけど、もう一度新教育長のお考えというか、方針をお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

先ほどから申し上げているとおり、同意をいただいてからの設定になるというよう

に判断をさせていただいております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

では、町長に伺います。

町長が推薦されている森田雅彦様という方は、御自分の考えを前面に押し出されるタイプの方か、あるいは教育委員の方々の意見を素直に聞いて、御自分の意見と考え合わせながら持っていかれる方なのか。何回かお会いされてると思うんですよ。そういう町長の印象、今ここでお聞かせください。

○議長（永谷幸弘君）

傍聴席、私語を慎んでください。よろしくお願いします。

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私、3月4日から就任をさせていただきます。重要な教育長の人事に関してはその段階からいろいろと頭の中に描きながら、多くの方々と、推薦もいただきましたしお会いもさせていただきました。今回の森田さんとは何度もお話をさせていただきました。正式に申し込んだ、お願いをしたというのは4月になりますけれども、それまでの間、何回も御挨拶をさせていただき、意見交換をさせていただきました。そのときの第一番目の印象というのが、御自分の考え方に固執するのではなくて、私たちの、特に一番最初は相談も含めてですので、そういう内容に関して幅広い御意見とともにお教をいただいたというのが実態でございます。特にこれまでの御経験を踏まえすと、4年間または6年間もかけて住民の方々、そして教師の方々と詰めてこられたと。この長い期間の協議をされるという、

これに関してはもう本当に脱帽に値をしまし、本当にその真摯な姿勢というのが私の心を打たれたところです。ですから一方的な形で進めるとかではなくて、これまでも一番足りなかった住民との、そして教師との会話、コミュニケーションをじっくりととられるというように判断をしております。

○議長（永谷幸弘君）

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

では、私ども今、聞いただけなんですけど、住民やの教育者の皆様と十分対話をして協議をして進めていただける人物と町長はお考えだということ、そういう理解でよろしいですね。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

はい。そのとおりでございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

また町長にお尋ねすることになるんですけども、町長、選挙のほうで2小2中、東にも学校を残すということでお考え持ってらっしゃいますね。今回の教育長の方というのは、やはりそれに向けて動いてくださるという判断でお話もされて、そして豊能町にぜひというふうな形で流れてきているのか。今お話聞くと、そうではなくて、やはり広い立場で皆様のお考え聞いて、その上で動く方というふうにも聞こえますので、町長としてはこの2小2中に向けて何かしらの、森田さんにその実現へ向かって頑張ってもらいたいとか、そういうふうなお約束ではないという理解させていただいてよろ

しいですか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

当然、私のほうの考え方に賛同いただいている方をお願いをするというのは当然でございます。これまでも私どもの豊能町における課題というのが小規模校というところなんです。小規模校についての考え方、そしてその可能性についても多く御研究をされ、特に大槻町でありますとかそういうところも、それから府下に対しても小規模校というのがたくさんございます。そういう方々の御経験も踏まえて、小規模校でもこれからの教育ができると、そういうお考えも示していただいておりますので、私の考え方とそして住民が望む東地区の活性化も含めて、十分協議ができる方だというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

それはそれで結構なんですけど、東地域のほう、特に中学校のほうは学級数が少なく、1人の先生が2教科もってらっしゃることは十分御存じだと思います。この先さらに学級数が減ってくると、やはり2教科もつ先生ふえていく。そういう先生が、2教科をもってらっしゃる、その免許を持ってくださる方がいらっしゃればいいですけども、そうじゃない場合、これは大きな問題になってくるってことが前回の教育委員会会議の中でも議論になってたと思います。そういう点につきましても、十分、豊能町の現状を御存じの上で小規模の小中一貫校と森田さんはお考えでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私から、今の現状の資料でありますとか、それから過去の統廃合に対する資料、公にされているものも含めて、それは全て提供させていただいております。これからの議論になってまいりますけれども、教育のプログラムの中身と、それから私が担う総合のまちづくりの計画、これらをベクトルを合わせていきたいと存じます。もともとの計画自身も35年ということでございましたけれども、まだまだ時間もあります。それについてまちづくりとして転入促進、そして活性化も含めて、まちづくりの考え方、それを前提として、小中一貫の教育の中身を詰めていっていただく、これが今回の教育長に課せられた課題でございますので、それにはしっかりと取り組んでいただきたいというように存じております。

○議長（永谷幸弘君）

秋元美智子議員。

○9番（秋元美智子君）

確認させていただきますけど、町長は2小2中、隣接型ってこないだおっしゃってましたけども、それを大前提に森田さんにその仕事をしていただくというお考えですよね。それとあわせてまちづくりもくっつけてきたいというところまでかたまっている、当然森田さんのほうもそういうお考えの上で引き受けていらっしゃる。なおかつ最初に町長のほうで期待されてましたように、学校再配置に向けて小中一貫教育、小中一貫校、なおかつこれにつけて教育委員会といろいろな議論し検討していただきたいというところが、今の教育委員会は1小1中のほうで、2小2中も検討したけどもやっぱりそこにはもう無理があるっていうことで、1小1中のほうで意見はまとまっていますので、そのあたりは大丈夫です

か。先ほどの町長の最初の御期待の部分と、そこまでお考えがかたまっている中で。このあたりいかがでしょうか。

例えば、私がもう一つお聞きしたいのだが、そういうお話の中で、豊能町のところ本当に学校の現場を、この森田さん、歩いて、いろいろな形の皆さんのお声聞いて、東地域の、それは賛成の方も反対の方もいらっしゃるでしょうし、現状を見られて、例えばこれは1小1中、2小2中になって、なおかつ1小1中というふうな流れ方も考えられるって理解させていただいていいかどうか、ちょっとそのあたりが私の受けとめ方が、どのようにしていいかわからないものですので、お願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

同意をいただいてませんので、学校の方々とそれから現場を見るということは今の森田さんには不可能です。これからもちろん進めていただきますけれども、教育の中身とそれからまちづくり、これは相反するところまでありますし、同じ方向を向く部分もございます。したがって私はまちづくりの観点で、住民の求める東地区の活性化、これを推し進めてまいりますし、森田さんにおかれましてはその背景の中で教育一貫校の中身をしっかりとつくっていただけるものというように確信をしております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

2番・田中でございます。

先ほど、教育長で所信表明をもって話ありましたけど、これまで豊能町でそういったことがなかったということもありますし、

そういう話もこれまでなかったということもあります。そういう中で私は、当然ポテンシャルとしてどのような実績を持ってるのかということについて、ちょっと中心的に伺いたいと思います。

本町にとって喫緊の課題である小中一貫校、これが喫緊の課題でもありますので、特にこの森田さん、小中一貫校について実績はどのように実績があるのかについて伺いたします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

小中一貫校、私のお願いをしたのは、その小中一貫校の御経験でございます。箕面教育委員会の中で6年間かけて平成20年のときに止々呂美を建設された。そのときには特認校としての広域、そういう部分もありますし、それからその後、もちろん特認校ではなくなったということもございますけれども、特に準備期間を経て必要な内容をしっかりとまとめられてこられた、そのリーダーシップをとられたのが森田さん。そのときには教育推進次長または推進部長として中身の問題、それから人事権との調整も含めて、教育委員会の中で御活躍をされたということ。

それから特にプログラム、教育の中身に関して本当に精通をされておられますので、単なるハード面だけではなくて、中身を早く多足をいただける方だと思います。

それからさらに、本来学校とそれから地域と上げて、そして放課後の居場所づくりということでサタデースクールということのを府下の中で初めてつくられたのもこの森田さんでございます。そういう観点から踏まえて、2校目になるのが、箕面市の中で彩都の丘学園もつくられたということなんです。

ここまでは新規の学校ということでございますけれども、能勢町においては、今までのある学校、小学校6校と2中の統廃合も含めて御経験をされてきてるということ。

それからもう一つは、本当に大槻町での小中一貫教育アドバイザーとして、請われてそこまでお行きになってるということで、本当に森田さん自身は、そういう関係者の方々からすると本当に有名な方でございますので、その方々が小中一貫のサミット、全国サミットを去年開催をされておられます。特に印象に残ってるのは、大槻町という東日本大震災のときに被災を受けて、子どもから笑顔が消える。まちづくりとしてしっかりとやらなければならない。そういう環境の中で、本当に最近子どもたちの笑顔が戻ってきたというような実感もあります。それは中身、その学校のハード面だけではなくて中身と、先生とその地域、その功績が非常に多かったというように思います。ですからたくさんの御経歴をお持ちで、本当にいろいろな御経験をされてる方だと思いますので、私は本当にすばらしい人を見つけてこれたというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今のお話聞いてて、すごい方だなと思いました。とりわけ、いろいろな小中一貫校もやられ、また、学校を統廃合するような形のことも御経験されていると。さらには大槻町ですか、そこで小中一貫校全国サミット、そこで講師を行うなど、本当に小中一貫校のスペシャリストだなというふうに私は受け取りました。すごい方をお呼びいただいているんだなと思っております。

その中で、小中一貫校以外で、例えば教育全般として何か実績というのは。先ほど

サタデースクールという事例を挙げていただいたんですけども、何かほかに実績があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

小規模校に関する考え方の中で、多くの議員の方からも御指摘のとおり、人事権といえますか、教師の確保というのが非常に喫緊の課題でございます。それに対してもこの森田さんは、3市2町での人事、これの移譲を受けたときにも御担当されて、教育支援センターのところも御勤務をされてるというところでございます。したがって人事面も本当に詳しくて、そしてそのほかの、確かに豊中とかそういうところでは多くの教師の方々が必要であるということもありますけれども、特に私たちの学校、本町に対する人事権で、教師の方々の、府費も含めてですけれども、人事、教師の確保も含めてやっていただける方だというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

田中龍一議員。

○2番（田中龍一君）

今、お話伺ってますと、小中一貫についてのスペシャリストであると。かつ、やっぱり人事というのは大事な話で、やはり優秀な方来ていただくとか選んでいただくというのは本当にこれ大事な話だと思いますので、そういった面についても非常に長けておられるということで、本当にすばらしい方を選んでいただいているのではないかと私は思っております。

その中でいろいろな御実績をお持ちですけども、特に本町教育行政で特にこういうことに期待してるというようなことがあれば教えていただきたいんですけども。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私は今までのこの小中一貫教育の統廃合に関しては、やはり説明不足といいますか、住民さんとの会話であるとかそういうプロセスの中で、少し勇み足があったとかってというようなこともお話を伺っております。やはり教育、そして町の行政も含めてオープンでなければなりませんので、そういう部分に関して、特に私はお願いをして、しっかりとコミュニケーションをとりながら進めたいというように思っております。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

議長に申し添えることありますけど、これは議場で、議をただすねんから、教えていただきたいとか、勉強会と違うねんから、そういう言葉があったら、やっぱり指摘していただかんといかんと思います。

○議長（永谷幸弘君）

了解しました。

○12番（川上 勲君）

今の提案に対する質疑を行います。

この森田さんという人は、けさ、資料とか町長の説明とか、そういうことやなしに、4月ごろ私、教育長に、町長が任命されるであろうというぐあい聞いていましたので、箕面市とか、あるいは能勢町とか、教育関係の人、あるいは私の知り合いに聞いて回ると、決して人物的な評価はよくないんですわ。ところが今、町長の説明を聞くと、すばらしい人やというふう聞こえますねんけども、そこでちょっと質疑をさせていただきますけど、この方といつどこで



初めて、誰かの紹介なかったら会わない  
と思いますけども、どういう形で会われた  
のか、簡単に説明してください。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

去年の11月ぐらいですけれども、小中  
一貫のものに関して京都府のほうの国立京  
都の大学のところでセミナーがございます。  
その中でも話題になっておられまして、早  
く会いたいということで私のほうからアポ  
をとらせていただいたというのが去年の段  
階。そのときには小中一貫のあり方として、  
町長という立場ではなくて、一般市民とし  
て会話をさせていただいております。就  
任をしてからは、人事を決めるに当たって  
たくさんの方々とお話もさせていただきま  
したけれども、その会話を含めてやらせて  
いただいています。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

それでは2回目の質疑をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、本人とお  
会いされて、いろいろまお話しされて、そ  
ういう中での素晴らしい人物やという判断  
をされたと思いますけれども、町長はこの  
方以外に箕面市の教育委員会、あるいは能  
勢町の教育委員会、その辺の方とお会いし  
て、この人の人物評価を聞かれたことあり  
ますか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私は箕面市の教育委員会の方、そして能  
勢の教育委員会の方とはお話をしておりま

せん。なぜなら、私のこれまでの評価とい  
いますか、御経験を踏まえて、多くの意見  
があるというのは事実でございますし、反  
対意見もたくさんあったということで、そ  
ういう方々とはお話をさせていただきまし  
たけれども、直接教育委員会の方とはお話  
をさせていただいてないというのが事実で  
ございます。

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

これで最後の質疑なんですけども、まず、  
大体教育長の任命されて、普通は1期、2  
期ぐらいは続けて、素晴らしい方であれば、  
続けるのが普通なんですわな。ところが箕  
面市においても能勢町においても1期だけ  
で終わりやと。これは何かどこか欠陥ある  
の違うかなということ。

それから能勢町においては、前の町長の  
山口町長が、対する現職の町長であった人  
と、現職の町長は、一つの小中一貫校にす  
るという方向で選挙に臨まれた。山口前町  
長は東郷・歌垣に一つ置いて、西のほうの  
西能勢に一つ置くということを言われて立  
候補されて、結果は民意は山口さんで、二  
つの小中一貫校をつくるという民意であっ  
たんですわね。それが平成24年の10月  
ですわ。能勢町選挙が。この人が就任さ  
れたのは25年の3月ですか。25年の  
4月やね。半年置いた後ですわな。だから  
山口さんは、山口さんの考えでいくために  
この人を教育長に任命したと思いまんねん。  
ところが結果見ると、西能勢のあの府民牧  
場跡地で一つの小中一貫校しかできてない  
わけですわ。

（発言する者あり）

○12番（川上 勲君）

もちろん、小学校と中学校と一緒にした  
だけの話だからね。そういうような実際の

形になってまんねんね。それで内容を聞いてみると、人当たりはええけども、自分で物事を決められないというようなところがあるというふうに聞いてまんねん。いろいろ聞いてるけども、そんなことここで話すことはありませんので、結果から考えると、先ほど副町長のときも言いましたように、評論家と経営者と全然違うと。やはり教育長ともなると経営者の立場で、少々苦いことも言わなあかんと。町長の意向に沿って進めていかないかん。ところが今の豊能町の現状は、教育委員会は小中一貫校の一つで、西のほうですというぐあいにかたまってくると。ところが町長の考えちゃうと。そのはざまに挟まってその人がどう判断するか。それは今後のことやわからんけども、私は、それを判断する能力に欠けておるといふぐあいに思ってますねんけども、町長はどない思われてます。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

人事に関しましては、いろいろな事情があったと思います。箕面に関しては倉田市長との考え方が違ったのかもわかりませんし、それからそのまま2期もお続けになるという考え方もあったというようにも聞いております。私は基本的には一緒になってといいますか、たくさん多くの会話をしていただきながら詰めていくということが重要だと思いますけれども、そういう形でおやりいただける方というように信じておりますので、ぜひ結果を見ていただければというように存じます。

○議長（永谷幸弘君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

中川です。お伺いします。

今回のこの森田さんは町長と何度かお会いをされて、町長のお考えをしっかりとお伝えしてということで、それは東西にという、学校をとという、そのようなお話をされたというふうに先ほどお伺いしました。ということは、今回この教育長のお席に座られるその段階では、町長の考えである東西にという、そのお考えで就任されるというふうな、それとも全くりセットの状態、白紙の状態での席に座られるのか、それどちらと考えておったらいいんでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私の所信表明をさせていただきました。その内容に関しては私は民意だと思っております。ですからこれを推し進めていきます。そのものについて教育の教育長として私の考え方と一緒にサポートしていただき、本当に中身をしっかりと詰めていただくという考え方ですので、私の考え方と同じで進めていっていただけるというように確信しております。

○議長（永谷幸弘君）

中川敦司議員。

○3番（中川敦司君）

もう1点お伺いします。

じゃあその教育長の席にお座りになると、既に町長のお考えと同じ考え方の方向性をもってここに座られるという、今、お話を伺いましたけども、いざその教育長に就任されて、今後、教育委員会と進めていかれて、種々の協議をされると思います。過去の経緯とかも多分振り返って教育委員の皆様とお話を必ずされると思いますが、そういったことを踏まえていった結果、やっぱり町で一本のほうがかみさわしいかなみたいな形に、もしこの教育長の心が変わっ

たならば、そのときは町長はそのお考えを受け入れられるのでしょうか。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

想定につきましては非常にお答えしにくいですが、私の立場としては、行財政、いわゆる財政面に関して、それから今の施設を有効活用するという考え方には変わりありませんので、その中を運営を、教育の中身としてしっかりと議論していただく、それぞれの立場があるということです。それについては教育委員さんと教育長とのプログラムの中身、教育の中身についてはしっかりと議論をさせていただいたものをしっかりと私も受けとめたいというように思います。ただ、私は今現在、財政面についての問題に関して、それから総合まちづくりに関しては考え方は変わりませんので、このものと含めて、一緒に議論をしていきたいというように思います。したがって、ちょっと想定のものについてはこの場ではお答えができないので、許していただきたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

ただいまの議案に対して反対の討論をさせていただきます。

この豊能町においては副町長、いわゆる助役ですね。それにおいては府から十数名

来られました。ほとんどがすばらしい人ばかりでしたけれども、中にはちょっとなという頭をかしげる人もおられました。教育長に関しては、それも何回あったかな、10回ほどありましたけれども、中には頭をかしげる人もおられました。今回提案されております森田さんに対しては、4月ごろから、先ほど申し上げましたように聞いておりましたので、箕面市の一般市民あるいは教育関係の人、また能勢町の一般の人あるいは教育関係の人にいろいろ聞いておりますと、先ほどから説明されておるようなすばらしい人物ではない評価を私は聞いておまして、それもいろいろ、1人、2人じゃなしに何名か聞いて回りますと、私の聞いた限りではそのほとんどの人が余り評価はよくなかった。よくないというふうに聞きました。先ほど申し上げましたように、平成24年の町長選挙におきまして、能勢町におきましては東西2校の小中一貫校にするという形で立候補された方が当選されましたけれども、その人が25年の4月に教育長に指名されましたけれども、結果的に見ると西のほうで一つしかできてないというような結果で、そのときの町長の意向と違うような形になりました。多分豊能町も、今の教育委員会は小中一貫校で西のほうで一つしかつからないという方向でございすけれども、町長の意向は東西2校つくるということで、はざまに挟まれて判断をするような形の人じゃないと、そういう時勢に流される人であるというぐあいに私は判断をいたしましたので、この人に対しては反対の立場をとらせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

7番・井川佳子でございます。

今の教育委員の方々には70回の会議を重ね、豊能町教育を考えるに当たり、小中一貫教育を一つの小中一貫校ですと結論を出されまして、それが今のある、今現在の教育大綱であります。でも、新町長は2小2中を掲げられ御当選されました。その町長の御推薦を受けて就任されようとしている教育長なんですけれども、私はこの方に豊能町に来ていただいて、住民、教諭の方々とは対話を重ね、教育委員の方々とも会議を重ねられて、本当に子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるよう、私は子どもたちファーストでお考えいただきたいと思っております。そういう期待を込めて私は賛成討論とさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

賛成ですか、小寺さんは。

反対意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

小寺正人議員。

○8番（小寺正人君）

小寺正人でございます。

賛成の立場で討論いたします。

人は置かれているポジションで、つまりその予見の中で強みを生かすことでしか輝くことはできないと、こういうふうに言われております。森田雅彦さんの経歴を今見させていただきましたけれども、経歴は光り輝いております。箕面市で校長を2校、教育長を4年間務められ、能勢町で教育長を3年半務められました。東日本大震災の後、平成24年から岩手県大槌町で小中一貫教育のアドバイザーを務められています。また、箕面市教育長として小中一貫校を3校手がけられた。能勢町教育長としても小中

一貫校を一つ、1校手がけられたと。経歴、経験、実績が三拍子そろった得がたい人物と推察します。豊能町が掲げる先生の質の向上を目指す教育力日本一構想の実現に、これ以上ふさわしい人物はいないものと考えます。ぜひとも豊能町の教育諸問題の解決に活躍していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立8：2）

○議長（永谷幸弘君）

起立多数であります。

よって、第37号議案は、原案とおり可決されました。

日程第4「第38号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

それでは、第38号議案、豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

本件は見識を有する者のうちから選任される監査委員の選任に対し、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、大阪府箕面市小野原東4丁目3番65、302号室。お名前は針原祥次さんでございます。生年月日は昭和30年3月28日。年齢は

64歳でございます。

針原さんは大学を御卒業後、平成元年に弁護士となられ、弁護士活動の傍ら非常勤裁判官、そして弁護士会の副会長、さらに大学、大学院での教職など幅広く御活躍をなさっておられます。また、弁護士会や大阪府の委員会でありますとか審議会、そこでの委員もお務められておられます。平成28年からは豊能郡環境施設組合の監査委員も務めていただいております。

なお、監査委員の任期は4年でございます。就任は、この定例会のところで上程をさせていただきました監査委員条例の公布日を予定をさせていただいております。

説明は以上でございます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案とおり可決されました。

日程第5「第39号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第39号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

追加議案書の4ページ、5ページ及び条例の概要説明資料並びに新旧対照表をごらん願います。

本件は財政健全化の一環として副町長及び教育長の給料の月額を現町長の任期中減額するものでございます。

条例の改正の内容でございますが、副町長の給料の月額を10%減額し、72万円から64万8,000円に、また教育長の給料の月額を10%減額し、65万円から58万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

減額の期間は副町長と教育長の就任日であるあす6月14日から、現町長の任期が満了する令和5年3月2日まででございます。

この減額による効果額は、副町長が年間約130万円、教育長が年間約118万円でございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和元年6月14日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○7番（井川佳子君）

7番・井川佳子でございます。

本件、10%の減額っていうことで承っておりますが、私ども条例で定められた金額っていうのがあるので、やはりその条例で定められた金額をもらっていただき、しっかりと働いていただきたいと本当は思っ

てるんですけれども、でも町長は3割減と  
いうことを訴えられております。この1  
0%減を導き出された過程、上げられてる  
その理由をお尋ねします。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私は30%の減額をさせていただいて  
ます。率に関して今回は10%とさせて  
いただいておりますけれども、その根拠はござ  
いけません。私とそれから大阪府とも詰めさ  
せていただきました。副町長の給与に関し  
ては、今、現行いただいている給料を、報酬  
を下回るということは私も許されないと思  
いますけれども、豊能町の現状をお話を申  
し上げ、10%の減額、これを御説明をさ  
せていただいております。教育長に関しても、  
これまで池田町長のときも行われました  
7%の教育長の減額というのもございま  
したけれども、今回は副町長に合わせてい  
ただいて10%をお願いをしてるところで  
ございます。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

それでは、質疑をさせていただきます。

この件に関して、組織としてはやはりト  
ップが一番給料でも報酬でも一番上やと。  
それから順番にピラミッド式で安くなって  
いくというのが組織のあり方ですけれども、  
中には特異な場合があります、例えば豊  
能町の診療所の医者なんかは町長よりも数  
段、給料に換算すると高いわけですね。こ  
れは特別な職業であって、ピラミッドの組  
織の中の一員としては、やはり町長をトッ  
プにピラミッドの形になっていくと。とこ  
ろが今回提案されたのは、町長よりも副町

長、教育長が給料報酬が高いというのちょ  
っと、疑問に思います。

そこで、副町長あるいは教育長が町長の  
給料より高いというのは、町長が公認を受  
けられた大阪維新の会の身を切る改革とは  
ちょっと方針が違うんじゃないかというぐ  
あいにも思いますねんけども、その辺のこ  
とを、町長、どういうぐあいにお考えか、お  
聞きしたいと思います。

○議長（永谷幸弘君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

川上議員が御指摘のとおり、組織ってい  
うのはやっぱりピラミッドである、そうい  
うように給与体系も指揮命令系統もあると  
いうのが一番ふさわしいと思ってます。た  
だ、ピラミッドの全体の形はしっかりとし  
たピラミッドで、私だけが公約に従って3  
0%の減をさせていただいているというこ  
とですので、私が逆に言うと異例かもわか  
りません。30%の、大阪維新の会との考  
え方ということですのでけれども、前回の  
一般質問のときにも御説明させていただ  
いたとおり、大阪維新の会は国政とは違  
う大阪地域政党としての考え方、これを  
させていただいておりますので、そのもの  
に違反をするというようなことではなく、  
大阪維新の会では議員の定員削減であり  
ますとか報酬、そういう部分も踏まえて  
ですけれども、あるべき姿、地方の形、  
それにも十分考慮して判断をするとい  
うのが党の考え方で、合意をしてる内  
容でございますので、大阪維新の会と  
反するという事は一切ございません。

○議長（永谷幸弘君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案とおり可決されました。

日程第6「第2号議会議案 豊能町議会政務活動費の交付に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管野英美子議員。

○5番(管野英美子君)

皆様こんにちは。管野でございます。

第2号議会議案、豊能町議会政務活動費の交付に関する条例改正の件。

豊能町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和元年6月13日提出。

提出者、豊能町議会議員、管野英美子。  
賛成者、同中川敦司、同秋元美智子、同井川佳子、同小寺正人、同高尾靖子、同川上勲。

提案理由は、政務活動費の交付について実績払いとすることに伴い所要の改正を行うものです。

主なものについて説明いたします。

条例の見出し本文中の収支報告書とあるのを実績報告書に改める。第10条、第13条は先払い方式の条文であるためけずり、第11条を10条にし、実績報告書の提出期限を3月末とします。第12条を11条

とし、議長が実績報告書の審査を行い、必要に応じて修正を求めるとします。同条の次に第12条の交付額確定と第13条の政務活動費の交付、第14条の交付決定の取り消しとして、偽りその他不正な手段等により交付を受けた政務活動費の返還についてを加えます。第15条で実績報告の保存期間を3年から5年に延長するものです。その他必要な文言の整理を行っております。

附則としてこの条例は公布の日から施行し、経過措置としてこの条例の規定は条例施行以降に交付される政務活動費から適用し、それ以前については従前の例によるものとします。

説明は以上です。審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長(永谷幸弘君)

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第2号議会議案は、原案とおり可決されました。

以上で、本定例会議に付された事件は、全て終了いたしました。

先ほど、副町長に同意されました池上成之さん、教育長に同意されました森田雅彦さんが庁内におられるとのことですので、

議場にお入りいただきたいと思います。

ただいま、池上成之副町長より就任の挨拶を求められておりますので、これを許します。

池上成之副町長。

○副町長（池上成之君）

議長よりお許しをいただきましたので、一言、御挨拶をさせていただきます。

このたび、豊能町副町長に御同意賜りました池上成之でございます。もとより微力ではございますが、塩川町長の補佐役として誠心誠意、全力を尽くして豊能町の発展、豊能町民の福祉の向上に努めてまいり所存でございます。議長・副議長初め議員の皆様におかれましては何とぞ温かい御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任に向けての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（永谷幸弘君）

ただいま森田雅彦教育長より就任の挨拶を求められておりますので、これを許します。

森田雅彦教育長。

○教育長（森田雅彦君）

議長のお許しをいただきましたので、一言、御挨拶を申し上げます。

先ほど紹介をいただきました森田雅彦です。先ほど議員の皆様方の御同意をいただき、豊能町の教育長に就任させていただきこととなりました。

さて、子どもたちの安全の確保、体力・学力の向上の課題、いじめ、不登校、虐待の教育課題、そして少子化に伴います学校園所の統合等の課題につきましては、現在全国の半数余りの町で検討が行われ、本町におきましても時間をかけ検討が行われておるところでございます。このような課題

解決をすべく、私、大変微力ではございますが、これまでの経験を十分に生かし、教育委員会一丸となって一つ一つ丁寧に対応するとともに、学校園所そして保護者の皆様、地域の皆様と連携を密に、教育日本一のまちづくりを目指してまいります。とりわけ人が変わっても変わらない教育システムの構築、そして子どもたち一人一人が大切にされる、保幼小中をつなぐ教育、このことを柱に取り組みを進めてまいりますので、議員の皆様方どうか御指導御鞭撻を賜りますことをお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（永谷幸弘君）

お諮りします。

本定例会議は、本日で閉会したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

閉会に際しまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本6月会議はきょうが最終日と迎えます。その間、議員の皆様方におかれましてはそれぞれ適切な御決定をいただきまことにありがとうございました。必要不可欠な副町長そして教育長の選任に関しても御同意を賜りまして本当にありがとうございました。今後とも副町長、教育長とともに、そして職員が一丸となってこの豊能町の行財政運



営をしっかりとさせていただきたいと存じます。

今議会に受おきましては議員各位からいろいろな御意見。御指摘を賜りました。このものについてはしっかりと協議をさせていただき、町政運営に取り組んでまいりたいというように存じます。議員の各位、おかれましては、これから梅雨、そして暑さ、非常に御留意をいただきまして、本町の発展のために御活躍をいただきますよう祈願を申し上げます。そして本当に明るい豊能町をぜひスタートさせていただきたいというように思います。

閉会に際しまして簡単ではございますけれども御挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和元年豊能町議会6月定例会議を閉じ、散会といたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

閉会 午後2時48分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 26 号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 27 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 28 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 第 29 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 30 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 31 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 32 号議案 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件
- 第 33 号議案 町道路線の認定の件
- 第 34 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 35 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 36 号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 37 号議案 豊能町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 38 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 39 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 2 号議会議案 豊能町議会政務活動費の交付に関する条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番